

資料 1

【協議・報告事項】

(1) 設置要綱の改正について

大隅地域保健医療福祉協議会設置要綱（案）

（設 置）

第1条 地域住民が質の高い保健医療福祉サービスを受けられるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、大隅地域振興局に大隅地域保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に即した保健・医療・福祉施策の総合的、一体的な推進に関する事項
- (2) 保健医療計画（圏域編）の策定、推進、進行管理、見直し等に関する事項
- (3) その他地域における保健・医療・福祉の向上に必要な事項

（組 織）

第3条 協議会は、委員31人以内で組織する。

（委 員）

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者のうちから、大隅地域振興局長が選任する。

（任 期）

第5条 協議会の委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 長）

第6条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた委員が、その職務を代理する。

（会 議）

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、大隅地域振興局長が招集する。

（意見の聴取）

第8条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（圏域協議会）

第9条 協議機関として二次保健医療圏ごとに圏域協議会を置くことができる。
2 圏域協議会には、委員の中から会長が指名する者をもって構成することができる。
3 圏域協議会には圏域協議会長を置き、圏域協議会の委員の互選により選出する。
4 圏域協議会長は、圏域協議会を代表し、圏域協議会業務を総理する。
5 圏域協議会長に事故があるとき又は圏域協議会長が欠けたときは、圏域協議会長があらかじめ定めた委員が、その職務を代理する。

（事務局）

第10条 協議会の事務局は、大隅地域振興局保健福祉環境部健康企画課に置く。

（補 足）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 「大隅地域保健医療協議会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

別表

構成団体	選任する者の職名等
市町村関係	市町村長の代表
	市町村議会議長の代表
	市町福祉事務所長の代表
	市町村保健師の代表
	地域包括支援センターの代表
その他 行政機関関係	警察署長又は次席
	消防長又は次長
	保健福祉環境部長又は保健所長
医療団体関係	医師会の代表
	歯科医師会の代表
	薬剤師会の代表
	獣医師会の代表
医療施設	病院長又は副院長
学校	市町村教育長又は教育長会の代表
	校長協会の代表
	小中学校養護教諭の代表
社会福祉施設	社会福祉協議会の代表
	民生委員協議会の代表
	社会福祉施設関係の代表
事業場等	助産師、保健師又は看護師団体の代表
	食生活改善推進員の代表
	食品衛生協会の代表
	衛生自治団体の代表
学識経験者 ・その他	農協関係者の代表
	婦人団体の代表
	自治公民館の代表
	老人クラブの代表
	青年団の代表
	ホームヘルパー団体の代表
	地域の実情を考慮し、局長等が特に必要と認める者

新旧対照表
大隅地域保健医療福祉協議会設置要綱

改正案	現 行	備 考
<p>(設 置)</p> <p>第1条 地域住民が質の高い保健医療福祉サービスを受けられるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、大隅地域振興局に大隅地域保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 地域の実情に即した保健・医療・福祉施策の総合的、一体的な推進に関する事項</p> <p>(2) <u>保健医療計画（圏域編）</u>の策定、推進、進行管理、見直し等に関する事項</p> <p>(3) その他地域における保健・医療・福祉の向上に必要な事項</p> <p>(組 織)</p> <p>第3条 協議会は、委員31人以内で組織する。</p> <p>(委 員)</p> <p>第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者のうちから、大隅地域振興局長が選任する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第5条 協議会の委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会 長)</p> <p>第6条 協議会に会長を置く。</p> <p>2 会長は、委員の互選により選出する。</p> <p>3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた委員が、その職務を代理する。</p> <p>(会 議)</p> <p>第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、大隅地域振興局長が招集する。</p>	<p>(設 置)</p> <p>第1条 地域住民が質の高い保健医療福祉サービスを受けられるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、大隅地域振興局に大隅地域保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 地域の実情に即した保健・医療・福祉施策の総合的、一体的な推進に関する事項</p> <p>(2) <u>地域医療連携計画</u>の策定、推進、進行管理、見直し等に関する事項</p> <p>(3) その他地域における保健・医療・福祉の向上に必要な事項</p> <p>(組 織)</p> <p>第3条 協議会は、委員31人以内で組織する。</p> <p>(委 員)</p> <p>第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者のうちから、大隅地域振興局長が選任する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第5条 協議会の委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会 長)</p> <p>第6条 協議会に会長を置く。</p> <p>2 会長は、委員の互選により選出する。</p> <p>3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた委員が、その職務を代理する。</p> <p>(会 議)</p> <p>第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、大隅地域振興局長が招集する。</p>	<p>1 改正の理由 保健医療計画の見直しに合わせて、地域医療連携計画を保健医療計画に一本化された</p> <p>2 改正の内容 名称の変更 (現行) 地域医療連携計画 ↓ (改正) 保健医療計画(圏域編)</p>

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(圏域協議会)

第9条 協議機関として二次保健医療圏ごとに圏域協議会を置くことができる。
2 圏域協議会には、委員の中から会長が指名する者をもって構成することができる。
3 圏域協議会には圏域協議会長を置き、圏域協議会の委員の互選により選出する。
4 圏域協議会長は、圏域協議会を代表し、圏域協議会業務を総理する。
5 圏域協議会長に事故があるとき又は圏域協議会長が欠けたときは、圏域協議会長が あらかじめ定めた委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、大隅地域振興局保健福祉環境部健康企画課に置く。

(補 足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 「大隅地域保健医療協議会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(圏域協議会)

第9条 協議機関として二次保健医療圏ごとに圏域協議会を置くことができる。
2 圏域協議会には、委員の中から会長が指名する者をもって構成することができる。
3 圏域協議会には圏域協議会長を置き、圏域協議会の委員の互選により選出する。
4 圏域協議会長は、圏域協議会を代表し、圏域協議会業務を総理する。
5 圏域協議会長に事故があるとき又は圏域協議会長が欠けたときは、圏域協議会長が あらかじめ定めた委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、大隅地域振興局保健福祉環境部健康企画課に置く。

(補 足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 「大隅地域保健医療協議会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

資料 2

【協議・報告事項】

(2) 地域医療構想調整会議の協議状況について

曾於・肝属保健医療圏地域医療構想調整会議の開催状況

年度	会議名	開催日・場所		内容等
		曾於保健医療圏	肝属保健医療圏	
H28	第1回調整会議(合同会議)	平成29年2月8日(水) 18時～19時40分 大隅地域振興局		<ul style="list-style-type: none"> 議事事項 <ol style="list-style-type: none"> (1)議長及び副議長選出 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1)県地域医療構想の概要について (2)曾於保健医療圏及び肝属保健医療圏の現状等について 検討事項 <ol style="list-style-type: none"> (1)地域医療構想調整会議の進め方について (2)平成29年度調整会議スケジュール(案)について
H29	平成29年度第1回調整会議	平成29年6月29日(木) 18時～19時05分 曾於医師会立病院	平成29年7月11日(水) 18時～18時45分 大隅地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> 説明及び意見交換 <ol style="list-style-type: none"> (1)地域医療構想の推進に係る現状報告 (2)地域医療構想推進に向けた今後の取組について その他 <ol style="list-style-type: none"> (1)地域医療介護総合確保基金について (2)医療法第7条第5項等に関する許可申請等について
	臨時会議	平成29年6月29日(木) 19時10分～20時20分 曾於医師会立病院		<ul style="list-style-type: none"> 説明 <ul style="list-style-type: none"> 特例診療所設置について 意見交換
	平成29年度第2回調整会議(合同会議)	平成30年1月16日(火) 18時～20時30分 鹿屋市役所		<ul style="list-style-type: none"> 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1)医療計画と介護保険事業計画の整合性の確保について (2)病院の開設等に対し調整会議への出席を求める際の基準について (3)「新公立病院改革プラン」及び「公的医療機関等2025プラン」について (4)専門部会の設置について その他 <ul style="list-style-type: none"> 地域医療介護総合確保基金について
H30	第1回医療関係者専門部会	平成30年2月28日(水) 19時～20時30分 曾於医師会立病院		<ul style="list-style-type: none"> 議事・説明 <ol style="list-style-type: none"> (1)専門部会の設置について (2)県地域医療構想について (3)これまでの調整会議の開催状況について (4)曾於・肝属保健医療圏の現状及び課題について
	平成30年度第1回調整会議	平成30年7月26日(木) 18時～19時45分 曾於医師会立病院	平成30年8月8日(水) 18時～19時40分 大隅地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> 報告及び説明事項 <ol style="list-style-type: none"> (1)医療関係者専門部会開催報告 (2)平成29年度病床機能報告集計結果(速報値) (3)地域医療介護総合確保基金 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1)今年度の調整会議の進め方 (2)病院の開設等に対し調整会議への出席を求める際の基準 (3)1年以上の非稼働病棟を有する医療機関
	平成30年度臨時会議	平成30年10月30日(火) 18時～18時30分 曾於医師会立病院		<ul style="list-style-type: none"> 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1)地域医療介護総合確保基金事業補助金について (2)地域医療介護総合確保基金事業補助金の事業計画について
	平成30年度第2回調整会議	平成31年2月27日(水) 18時～19時15分 曾於医師会立病院	平成31年2月25日(月) 18時～19時20分 大隅地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> 報告 <ol style="list-style-type: none"> (1)県地域医療構想調整会議(第1回)開催結果 協議 <ol style="list-style-type: none"> (1)すべての有床医療機関の「2025年に向けた計画」の取扱い (2)1年以上の非稼働病棟の取扱い

曾於・肝属保健医療圏地域医療構想調整会議の開催状況

年度	会議名	開催日・場所		内容等
		曾於保健医療圏	肝属保健医療圏	
R1	令和元年度第1回調整会議(合同会議)	令和元年7月10日(水) 18時～19時50分 鹿屋市中央公民館		<ul style="list-style-type: none"> ・報告 (1)平成30年度病床機能報告集計結果(速報値) ・協議 (1)公立病院及び公的医療機関等2025プラン対象医療機関の2025年に向けた具体的対応方針について (2)今年度の調整会議の進め方について
	令和元年度第1回外来医療専門部会	令和元年10月17日(木) 19時～20時40分 大隅地域振興局		<ul style="list-style-type: none"> ・協議 (1)部会長選出 (2)外来医療計画について (3)外来医療計画検討内容報告書(案)について
	令和元年度第2回調整会議	令和元年11月14日(木) 18時～19時36分 曾於医師会立病院	令和元年11月21日(木) 18時～19時47分 大隅地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・報告 (1)定量的基準について (2)公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証の要請等について ・協議 (1)公立・公的医療機関等以外のその他の医療機関の具体的対応方針の協議の進め方について (2)外来医療計画について
	令和元年度医療関係者専門部会	令和2年1月27日(月) 18時30分～19時20分 曾於医師会立病院	令和2年1月30日(金) 18時30分～19時35分 大隅地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・協議 (1)部会長選出 (2)公立病院及び公的医療機関等以外のその他の医療機関の具体的対応方針の協議の進め方について
	令和元年度第3回調整会議	令和2年2月21日(金) 18時～19時15分 曾於医師会立病院	令和2年2月20日(木) 18時～19時20分 大隅地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・協議 (1)公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について (2)公立・公的医療機関以外のその他の医療機関の具体的対応方針について (3)来年度の調整会議の進め方について ・その他 (1)重点支援区域について
R2	令和2年度第1回調整会議	令和3年1月 (書面開催)	令和3年1月 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告 (1)令和元年度病床機能報告集計結果(速報値) ・協議 (1)第7期医療計画(中間見直し)及び第8期介護保険事業(支援)計画の整合性の確保について (2)病床機能再編支援事業に係る事業計画について
R3	令和3年度第1回調整会議	令和3年7月14日(水) 18時～19時25分 曾於市大隅農産加工センター	令和3年8月 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告 (1)これまでの協議の経緯について (2)令和元年度病床機能報告集計結果と定量的基準との照合結果について ・協議 (1)個別の医療機関の具体的対応方針の変更について (2)令和3年度地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床機能再編支援事業)に係る事業計画について
	令和3年度第2回調整会議	令和3年11月29日(月) 18時～18時54分 曾於市大隅農産加工センター	令和3年12月 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議 (1)個別の医療機関の具体的対応方針の変更について (2)令和3年度地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床機能再編支援事業)に係る事業計画について (3)医療機関ごとの具体的対応方針のとりまとめ結果及び今後の協議の進め方について
R4	令和4年度第1回調整会議	令和5年2月 (書面開催)	令和5年3月 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> 協議 ・個別の医療機関の具体的対応方針に係る協議 ・地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床機能再編支援事業)の事業計画に係る協議(曾於のみ) ・公立病院経営強化プランに対する意見聴取(肝属のみ) 報告 ・外来機能報告について

曾於・肝属保健医療圏地域医療構想調整会議の開催状況

年度	会議名	開催日・場所		内容等
		曾於保健医療圏	肝属保健医療圏	
R5	令和5年度第1回調整会議専門部会	令和5年8月10日(木) 18時30分～19時30分 曾於医師会立病院	令和5年8月2日(水) 18時30分～19時30分 大隅地域振興局	報告事項 ・ 地域医療構想について 協議事項 ・ 2025年に向けた具体的対応方針について ・ 個別の医療機関に係る具体的対応方針の変更について(肝属のみ) ・ 外来機能報告について(紹介受診重点医療機関について)(肝属のみ) ・ 外来医療計画について
	令和5年度第1回調整会議	令和5年8月28日(月) 18時30分～19時30分 おおすみ曾於弥五郎の里	令和5年8月23日(水) 18時30分～19時45分 大隅地域振興局	報告事項 ・ 専門部会設置について ・ 地域医療構想について 協議事項 ・ 副議長の選出について ・ 2025年に向けた具体的対応方針について ・ 個別の医療機関に係る具体的対応方針の変更について(肝属のみ) ・ 外来機能報告について(紹介受診重点医療機関について)(肝属のみ) ・ 外来医療計画について
	令和5年度第2回調整会議専門部会	令和5年9月 (書面)	令和5年10月5日(木) 18時30分～19時15分 大隅地域振興局	協議事項 ・ 副部会長選出について(肝属のみ) ・ 公立経営強化プランについて(肝属のみ) ・ 2025年に向けた具体的対応方針について ・ 個別の医療機関に係る具体的対応方針の変更について(肝属のみ)
	令和5年度第2回調整会議	令和5年10月19日(木) 18時30分～19時30分 大隅農産加工センター	令和5年11月1日(水) 18時30分～19時50分 大隅地域振興局	協議事項 ・ 公立病院経営強化プランについて(肝属のみ) ・ 2025年に向けた具体的対応方針について ・ 個別の医療機関に係る具体的対応方針の変更について(肝属のみ) ・ 第8次保健医療計画及び第9期介護保険事業(支援)計画の整合性確保について
	令和5年度第3回調整会議専門部会	令和5年12月 (書面)		協議事項 ・ 個別の医療機関に係る具体的対応方針の変更について
	令和5年度第3回調整会議	令和5年12月 (書面)		協議事項 ・ 個別の医療機関に係る具体的対応方針の変更について
	令和5年度第3回調整会議専門部会		令和6年2月7日(水) 18時30分から20時 大隅地域振興局	協議事項(予定) ・ 公立病院経営強化プランについて ・ 2025年に向けた具体的対応方針について ・ R4病床機能報告について(定量的基準) ・ 外来機能報告について(紹介受診重点医療機関)
	令和5年度第4回調整会議専門部会	令和6年2月8日(木) 18時30分から20時 曾於医師会立病院		協議事項(予定) ・ 副部長の選出について ・ 個別の医療機関に係る具体的対応方針の変更について ・ 地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床機能再編支援事業)の事業計画に係る協議について
	令和5年度第4回調整会議	令和6年2月28日(木) 18時30分から20時 大隅農産加工センター		協議事項(予定) ・ 個別の医療機関に係る具体的対応方針の変更について ・ 地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床機能再編支援事業)の事業計画に係る協議について
今後の予定	令和5年度第3回調整会議		令和6年3月14日(木) 18時30分から20時 大隅地域振興局	協議事項(予定) ・ 公立病院経営強化プランについて ・ 2025年に向けた具体的対応方針について ・ R4病床機能報告について(定量的基準) ・ 外来機能報告について(紹介受診重点医療機関)

資料 3

【協議・報告事項】

(3) 健康危機対処計画について